

株式会社 かつらぎ

次世代法ならびに女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図るために、また女性が管理職として活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年12月1日～2028年11月30日までの5年間
2. 目標と取組内容・実施時期

◆目標 1: 子どもの出生時における育児休業等の取得を促進し、また、妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保、ならびに産前産後、育児、介護休業等についての諸制度の周知をはかる。

(取組内容・実施時期)

- 制度内容等について全体会議などにより社員に周知を図るとともに、問い合わせに対応する窓口を本社総務課とする。
- 実施時期: 2023年12月1日～2028年11月30日

◆目標 2: 5年をめぐりに3名以上の女性の係長職を育成し、10年後までに1名以上の女性の管理職(課長以上)を育成する。

(取組内容・実施時期)

当社の課題: 管理職に占める女性の割合が少ない事

2023年12月

- 管理職前の女性社員を対象とした管理職養成を目的とした研修を実施する。
- これまでの男性が主となって会社を運営されてきたものを、性別にかかわらず提案できる機会を設ける。
- 女性社員による女性活躍についてのアンケート結果に基づき、キャリアアップや情報交換の場を女性社員自ら運営する。

2028年4月

- 係長以上の女性社員を3名以上育成する。